

大野市有終西小学校改修事前調査業務委託プロポーザル実施要領

1. 本要領の目的

この実施要領は、複合施設である大野市有終西小学校の大規模改修に必要な、施設の現状把握等の調査や改修方針等を検討する受託者を選定するにあたり、技術提案（プロポーザル）方式により受託者を選考、決定するために必要な事項を定めるものです。

2. 事前調査業務の概要

- (1) 業務名 大野市有終西小学校改修事前調査業務委託
- (2) 業務番号 教委第6号
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行期限 契約締結の翌日から 令和8年1月30日（金）まで
- (5) 本業務の契約限度額 10,062,800円（消費税及び地方消費税額を含む）

3. 参加資格要件

(1) プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

本プロポーザルに参加する者（以下「提案者」という。）は、公告日時点において次に掲げる要件を満たす設計事務所（以下、「構成員」という。）が共同連帯して業務を履行する設計共同体とします。

① 提案者の要件

次のとおり設計共同体を構成するものとします。

ただし、本業務に係る設計共同体の構成員となった者は、本業務に係る他の設計共同体の構成員になることはできません。

| | | |
|---|-------|---|
| 1 | 構成員の数 | 2者又は3者 |
| 2 | 構成方法 | 主たる営業所の所在地が大野市内にある一級建築士事務所（以下「地元事業所」という。）1者以上が構成員として参加していること。 地元事業所の出資比率は1者につき30%以上とします。 |

② 提案者の各構成員の共通資格要件

| | |
|---|--|
| 1 | 大野市契約規則（平成9年規則第8号）第7条第2項に定める令和7・8年度の大野市競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に記載された福井県内に営業所がある設計事務所であり、入札参加資格審査申請書の希望業務に建築設計を第1希望として記載していること。 |
| 2 | 建築士法（昭和25年法律202号。以下「建築士法」という。）第23条に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。 |
| 3 | 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。 |
| 4 | 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を、役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないこと。 |

| | |
|---|--|
| 5 | 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続きの開始の申し立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続き開始の申し立てが行われていないこと。 |
| 6 | この公告日から候補者を選定するまでの間に、国や県、地方公共団体からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。 |
| 7 | 納めるべき税金を滞納していないこと。 |

(2) 配置予定技術者の資格に関する事項

① 構成員の代表者（以下、「代表構成員」という。）の資格要件

以下の要件を満たす場合は、地元事業所を代表構成員とすることも可能とします。

| | |
|---|---|
| 1 | 設計共同体への出資比率が構成員中最大の者であること。 |
| 2 | 建築士法の規定に基づく一級建築士の資格を有する者のうち、本業務を統括する責任者の立場で、直接的に実務を履行する管理技術者を配置してできること。管理技術者は、原則、履行期限まで変更しないこと。 |

② 代表構成員以外の構成員の資格要件

| | |
|---|---|
| 1 | 建築士法の規定に基づく一級建築士の資格を有する者のうち、管理技術者の基で担当技術者を統括し、直接的に実務を履行する主任担当技術者を配置できること。主任担当技術者は、原則、履行期限まで変更しないこと。 |
|---|---|

(3) その他の要件

提案者は、下記の要件を全て満たす1事業者を協力業者に選定し、協力して調査業務にあたるものとします。なお、協力業者は設計共同体の構成員に含めることはできません。ただし、本業務に係る他の設計共同体の協力業者になることは可能です。

| | |
|---|--|
| 1 | 資格者名簿に掲載があり、大野市内に主たる営業所を有する建築一式工事のA等級に格付けされている者。 |
| 2 | 3. 参加資格要件の(1)②3～7の要件を満たす者。 |

4. プロポーザル実施スケジュール

| 項目 | 期間、期日、期限等 |
|------------------------------|--|
| 募集要領の交付期間（公告） | 令和7年6月13日（金）午前9時から 令和7年6月27日（金）午後5時まで |
| 現場見学会 | 令和7年6月20日（金） |
| 質問書提出期限 | 令和7年6月24日（火）午後5時必着 |
| 質問に対する回答期日 | 令和7年6月26日（木） |
| 参加表明書等提出期限 | 令和7年7月 1日（火）午後5時まで |
| 第一次審査 | 令和7年7月上旬 |
| 設計共同体認定通知・技術提案要請通知 | 令和7年7月 4日（金）予定 |
| 提案書等提出期限 | 令和7年7月14日（月）午後5時必着 |
| 選定審査委員会 （ヒアリング・プレゼンテーション） | 令和7年7月下旬 |

| | |
|-------------|----------|
| 審査結果の公表及び通知 | 令和7年7月下旬 |
| 契約の締結 | 令和7年8月上旬 |

5. 実施要領等の配付

(1) 配付期間等

① 配付期間：令和7年6月13日（金）～6月27日（金）

② 配付資料は、大野市のホームページからの入手を原則とします。

事前連絡のあった希望者には、事務局において紙媒体での直接配付も可とします。直接配付は、上記配付期間のうち土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

(2) 配付資料

① プロポーザル実施要領（当該資料）

② 大野市有終西小学校改修事前調査業務委託仕様書

③ 設計共同体プロポーザル参加資格審査申請書及び設計共同体協定書

6. 現場見学会

(1) 見学会日時：令和7年6月20日（金） 午後3時00分から1時間程度

(2) 集合場所：大野市有終西小学校 大野市城町9-1 児童玄関前

(3) 対象者：提案者とその協力業者 計3名以内

(4) その他：事前申し込みは不要です。身分を証明できる書類等を持参の上、午後3時まで集合場所にお集まりください。見学会では質問を受け付けません。施設利用者が写らないよう、施設内外の写真を撮影することは可能です。

7. 実施要領、仕様書等に関する質問、回答

(1) 受付期間：公募開始日～令和7年6月24日（火）午後5時必着

(2) 提出方法：質問書（様式1）添付して、下記宛てに電子メールで送信ください。

件名を「有終西小プロポーザル質問」としてください。

送付先：kyoikusomu@city.fukui-ono.lg.jp

(3) 回答方法：令和7年6月26日（木）に大野市ホームページに掲示します。

質問への回答は個別には回答しません。

8. 参加表明書等の提出

(1) 提出期限 令和7年7月1日（火）午後5時必着

(2) 提出方法 事務局へ持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）又は、郵送（配達証明書付書留郵便に限る。期限内必着）とします。

(3) 提出書類

| No. | 提出書類名 | 提出部数 |
|-----|-------------|------|
| 1 | 参加表明書（様式2） | 1部 |
| 2 | 事務所の概要（様式3） | 1部 |

| | | |
|---|---|----------------------------------|
| 3 | 設計共同体プロポーザル参加資格審査申請書 (申請様式第1号及び第1号の2) | 3部 (No. 3、4を重ねて袋 とじてください。) |
| 4 | 設計共同体協定書(協定様式第1号) | |
| 5 | 業務経歴書(申請様式第2号) 構成員ごとに作成する。 | 3部 |
| 6 | 配置予定技術者調書(申請様式第3号) 構成員ごとに作成し、資格証明書の写し、身分証明書の写しを 添付する。 | 3部 |
| 7 | 委任状(申請様式第4号) | 3部 |

9. 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年7月14日(月)午後5時必着
- (2) 提出方法 事務局へ持参(土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)又は、郵送(配達証明書付書留郵便に限る。期限内必着)とします。

(3) 提出書類

| No. | 提出書類名 | 提出部数 | 留意事項 |
|-----|----------------|--------------|--|
| 1 | 提案書 (様式は任意) | A3判ヨコ 10部 | 様式は任意とし、A3判ヨコ1枚に下記提案内容を簡潔に見やすくまとめて記載してください。 【提案内容】 ア 漏水箇所(侵入浸出経路)特定のための調査方法 イ 漏水原因(構造体の揺れや外装材等の止水性能)特定のための調査方法 ウ 改修方針の検討方法 エ 業務体制及びスケジュール |
| 2 | 見積書 (様式は任意) | A4判タテ 1部 | 様式は任意とし、A4判タテに消費税及び地方消費税額を含む金額を記載してください。また、積算内訳書を添付してください。 |

10. 選定委員会(ヒアリング・プレゼンテーション)の開催及び審査

- (1) 審査
プロポーザルに係る審査は、選定委員会(以下、「審査会」という。)により実施します。
- (2) 審査基準等
別記1「審査項目と審査基準の概要」のとおり定めます。
審査の結果、総合点が90点以上かつ最も高い者を最優秀提案者として選定します。
- (3) 開催日時等
開催日時や場所、ヒアリング・プレゼンテーションの実施時間、出席者の人数制限等詳細については、後日別途通知します。
- (4) 留意事項
・プレゼンテーションは、提出された提案書を基に行うものとし、追加の提案は認めません。

- ・プレゼンテーションは、希望があればパソコン・プロジェクターを用いて行うことを可能とします。その際、プロジェクター及びスクリーンは大野市において用意しますが、パソコンや接続機器等は提案者側で持参してください。なお、ヒアリング・プレゼンテーションは個別に行い、公開とします。
- ・プレゼンテーションの時間は1提案者あたり15分（説明10分、質疑応答5分）とします。

1 1. 審査結果の通知及び公表

(1) 通知

審査会に参加した提案者に対し、令和7年7月下旬に審査結果を通知します。

(2) 公表

最優秀提案者のみ提案者名及び総合点を公表します。

1 2. 契約の締結

(1) 契約の締結

最優秀提案者と提案等の仕様について調整の上、大野市契約規則に基づいて契約を締結します。そのため、審査結果をもって提案書に記載された全内容を承認し、契約を締結するものではありません。

(2) その他

最優秀提案者が「3.参加資格要件」に記載した条件のいずれかを満たされなくなった場合や事故等の特別な事由により契約が不可能となった場合は、審査結果が次点の提案者を繰り上げるものとします。

1 3. 失格条項等

(1) 提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 審査委員に直接又は間接を問わず連絡を求めた場合
- ② 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- ③ 提出図書に虚偽の記載があった場合
- ④ 提案書を複数提出した場合
- ⑤ ヒアリング及び提案内容のプレゼンテーションに、様式3に記載された技術者以外の者が出席した場合
- ⑥ 提出書類の提出方法及び提出期限を遵守しない場合
- ⑦ プロポーザル参加資格を有しないものが提出した場合
- ⑧ 提出図書に盗用した疑いがあると市長が認めた場合
- ⑨ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しない場合
- ⑩ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- ⑪ 提案者とその協力業者の商号又は名称、個人名等が特定できる内容が含まれている場合
- ⑫ 見積書に記載されている見積金額が、契約限度額を上回った場合
- ⑬ その他、審査会又は大野市が不適格と認めた場合

1 4. その他事項

(1) 提出図書の取り扱い

- ① 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける最優秀提案者等の選定以外の目的では使用しません。ただし、公文書公開請求があった場合は、大野市情報公開条例に基づき取り扱うこととします。
 - ② 提出のあった提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがあります。
 - ③ 提出された書類は返却しません。
 - ④ 提案書等の著作権は、提案者に帰属し、提案者に無断で利用することはいたしません。
 - ⑤ 提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負います。
- (2) その他の事項
- ① 現場見学会への参加や質問書の提出後に参加表明をしない場合、又は参加表明後に辞退する場合においても、提案者とその協力業者がその後の不利益な取扱いを受けることはありません。なお、参加表明後に辞退をする場合は、書面（様式は任意）により届け出るものとします。
 - ② 参加表明書を提出した後、提案書等の差替、訂正、再提出をすることはできません。ただし、大野市から指示があった場合を除きます。
 - ③ 参加表明書を提出した後、大野市が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがあります。
 - ④ 提出書類の作成、提出、ヒアリング及びプレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とします。
 - ⑤ 審査の経緯及び結果についての異議申し立ては受けません。
 - ⑥ 書類等の作成に用いる言語は日本語とし、その際の文字サイズは10.5ポイント以上とします。通貨及び単位は、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とします。
 - ⑦ 他の文献を引用した際は、出展を明記してください。
 - ⑧ 契約後の業務履行においても大野市は提案書等の内容に拘束されないものとします。
 - ⑨ 事務局への問い合わせが可能な時間帯は、午前9時から午後5時までとし、土曜日、日曜日及び祝日は取扱いません。

15. 事務局

福井県大野市教育委員会事務局

教育総務課 再編推進・施設グループ 担当：大久保、古谷、浦山

住所 福井県大野市天神町1番1号（大野市役所 2階 25番窓口）

電話 0779-66-1111（内線2812、2811、2810） FAX 0779-69-9110

E-mail kyoikusomu@city.fukui-ono.lg.jp

(別記1) 審査項目と審査基準の概要

| 審査項目 | 審査基準の概要 | 配点 | |
|----------|---------------------------------------|------------------------------|-----|
| 設計事務所の実績 | 鉄骨造建物に関する設計（新築、増築、大規模リフォーム）の実績を有しているか | 5 | |
| 提案内容 | ア 漏水箇所（侵入浸出経路）特定のための調査方法 | 的確性、実現性、費用対効果等を考慮して総合的に評価する。 | 140 |
| | イ 漏水原因（構造体の揺れや外装材等の止水性能）特定のための調査方法 | | |
| | ウ 改修方針の検討方法 | | |
| | エ 業務体制及びスケジュール | | |
| 見積金額 | 見積金額は適正か | 5 | |
| 合 計 | | 150 | |